



シェアリングエコノミー認証制度について

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

01 シェアリングエコノミー認証制度の概要

シェアリングエコノミーとは？



内閣官房が公表した「シェアリングエコノミー 検討会議 中間報告書」によれば

**シェアリングエコノミーとは、
個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、
インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動
と定義されています。**

シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/chuukanhoukokusho.pdf

参考：シェアリングエコノミー業界 MAP



シェアリングエコノミー認証制度とは？



シェアリングエコノミー認証制度は、シェアサービスの安全性・信頼性を評価し公表することで、利用者の効率的・合理的なシェアサービスの選択を促す制度です。

政府の公表したガイドラインに基づき策定した自主規制（共同規制）に従い、シェアリングエコノミー協会が第三者として認証しています。安心・安全なシェアサービスを提供する事業者の認知向上とそれによるシェアサービス利用者の拡大を目的としています。

公式サイト：<https://sharing-economy.jp/ja/trust/>



シェアリングエコノミー
認証マーク

参考：ルールメイキング・デザイン比較



	自主規制	共同規制	法規制
概要	関係者間（業界団体）のいわば「紳士協定」	自主規制+政府（省庁）ガイドライン	いわゆる「法律」、「施行規則」、「施行令」など
特徴	・ お手盛りのリスク ・ ルール形成の困難さ ・ 実効性に疑義	・ 自主規制のデメリットを公的機関が共同で管理することで補完 ・ 最短 1 年程度で運用開始が可能	・ 立法事実から生まれる法目的達成のため厳格な手続の下で制定 ・ 憲法による制約 ・ 制定まで 3 年～ ・ 執行力を国家機関が担保
具体例	各種団体のガイドライン等	シェアリングエコノミー認証制度	住宅宿泊事業法（民泊新法）と関係政省令

共同規制とは、柔軟性や当事者の知識の活用、そして不確実性の高い問題への対処といった自主規制の利点を活かしつつも、その不完全性やリスクを政府が補完することにより、このような二律背反の状況を解消しようとする中間的な政策手段です。

参照：生貝直人「イノベーションと共同規制」 http://ikegai.jp/Innovation_and_coregulation.pdf

認証制度のできた経緯



内閣官房
シェアリングエコノミー
検討会議での議論

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低くなっています。

背景・理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見が多く、「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えています。（P6,P7 参照）

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度の向上が必要です。

モデルガイドラインの
発表

2016 年 11 月、「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書」において、安全性及び信頼性を評価するためのモデルガイドラインを発表しました。

認証制度の創設

2017 年 6 月、モデルガイドラインに基づき、シェアリングエコノミー認証制度を創設し、運用を開始しました。

参照：シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/chuukanhoukokusho.pdf

参考：消費者の意識 1



(単位: %)

			企業が責任をもって 提供するサービスの 方が信頼できるから	利用者の口コミによる サービス評価には限界 があると思うから	事故やトラブル時の 対応に不安が あるから	サービスの内容や 使い方がわかりにく そうだから	個人情報の事前登録 などの手続きが わずらわしいから	この中にはない	n
民泊サービス	日本2015年	利用傾向なし	23.2	9.2	61.1	20.2	30.7	-	1473
	日本2016年	利用傾向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	680
		利用傾向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	320
	米国2016年	利用傾向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	461
		利用傾向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	539
	英国2016年	利用傾向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	567
		利用傾向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	433
	ドイツ2016年	利用傾向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	567
		利用傾向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	433
	韓国2016年	利用傾向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	225
		利用傾向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	775
一般のドライバーの自家用車に乗って 目的地まで移動できるサービス	中国2016年	利用傾向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	164
		利用傾向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	836
	オーストラリア 2016年	利用傾向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	529
		利用傾向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	471
	インド2016年	利用傾向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	167
		利用傾向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	833
	日本2015年	利用傾向なし	21.1	9.1	64.0	17.6	27.9	-	1543
	日本2016年	利用傾向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	683
		利用傾向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	317
	米国2016年	利用傾向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	477
		利用傾向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	523
	英国2016年	利用傾向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	584
		利用傾向あり	25.5	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	416
	ドイツ2016年	利用傾向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	623
		利用傾向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	377
	韓国2016年	利用傾向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	286
		利用傾向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	714
	中国2016年	利用傾向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	142
		利用傾向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	858
	オーストラリア 2016年	利用傾向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	519
		利用傾向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	481
	インド2016年	利用傾向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	153
		利用傾向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	847

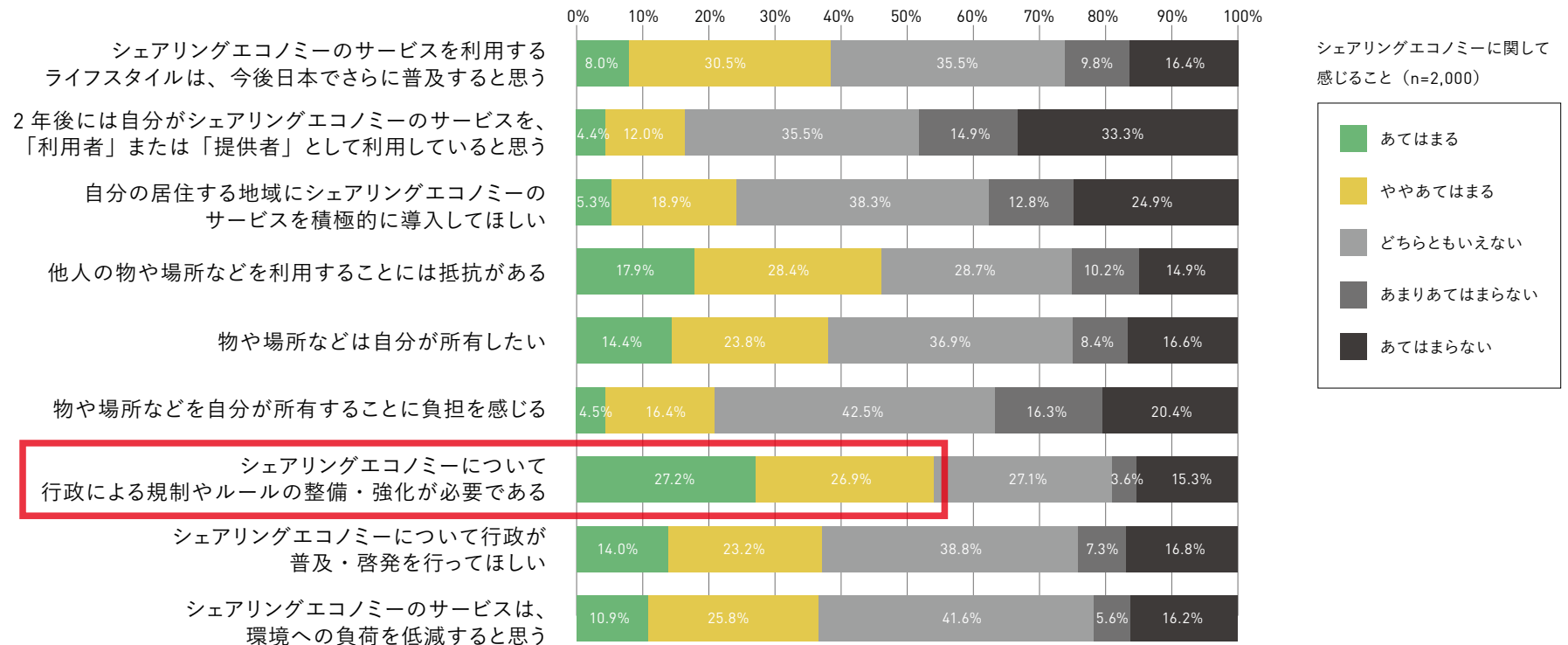
民泊サービス、ライドシェアサービス共に、諸外国に比べ日本では、「事故やトラブル時の対応に不安がある」と回答する人の割合が高くなっています。

参照：総務省「平成 28 年度情報通信白書」 <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc131230.html>

参考：消費者の意識 2



Q 「シェアリングエコノミー」について、ご自身を感じるお気持ちをお知らせください。



「シェアリングエコノミーについて行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と答えた人は全体の半数を超えています。

参照：PwC「シェアリングエコノミーに関する意識調査 2018」<https://www.pwc.com/jp/ja/press-room/sharing-economy180907.html>

認証制度の基本原則



認証制度ではシェアリングエコノミーに関するサービス設計において、
以下の4つの基本原則に基づいて確認しています。

01 安全であること

生命・身体について重篤な事故につながらない仕組みを構築すること。

02 信頼・信用を 見える化すること

サービスの品質に関する信頼性、提供者・利用者の信用性をできる限り見える化し、
正しい情報を基にサービスや取引相手を選択できる仕組みを構築すること。

03 責任分担の明確化による 価値共創

サービス提供の不履行、当事者間や第三者における損害の発生等に備え、提供者、
利用者、シェア事業者の3者における責任の分担をできる限り明確化し、
価値の共創を促進する仕組みを構築すること。

04 持続可能性の向上

持続可能性が向上する仕組みを構築すること。

シェアリングエコノミーに必要なルール



認証制度では、シェアサービスに関係する6つの分野のルールを定めています。

	項目	認証制度が求める要件
1	 登録事項	「企業」に限らず「個人」が提供者(ホスト)になることが多いシェアサービスでは相手との連絡手段を確保することが重要です。相手が誰なのか、本当に実在する人物なのか、提供しているサービスが適法なのかなど、事前にプラットフォームを介して確認できる必要があります。
2	 利用規約等	シェアリングエコノミーの安全性・信頼性を高めるには、提供者(ホスト)が適切な行動を取ることが大切です。そのためには、プラットフォーム上で利用規約がきちんと明示されると同時に、そこに書かれた内容がいざという時に確実に実施される必要があります。
3	 サービスの質の誤解を減じる措置	個人が提供者(ホスト)になるということは、いわばアマチュアによるサービス提供が行われるということ。利用者(ゲスト)は、注意深く、賢く、サービスの目利きをする必要があります。プラットフォームには、サービスの質や内容が誤解なく伝わるための仕組みが整えられている必要があります。
4	 事後評価	提供者(ホスト)や利用者(ゲスト)の判断を助ける仕組みとして、レビュー機能があります。ユーザー同士の事後評価が表示されることで、取引の判断をやりやすくなります。ただ、レビューが故意に操作できるようなものでは意味がないため、プラットフォームには信頼性の高い事後評価を保つ仕組みが整えられていなければなりません。
5	 トラブル防止及び相談窓口	シェアリングエコノミーでは、提供者(ホスト)と利用者(ゲスト)の間のトラブルは、当事者間で解決することが基本です。ただ、プラットフォームには、それをサポートする機能(登録の機能、ユーザー間の情報交換機能、評価の機能、決済の機能、情報保護機能、本人認証機能など)が整っている必要があります。
6	 情報セキュリティ	ITを活用したシェアリングエコノミーでは、その分、個人情報や決済に関わる情報を多数扱います。プラットフォームには、情報セキュリティの措置がきちんと整備されていなければなりません。

認証制度の確認事項



	項目	全てのサービスで審査される事項	「安全性」が特に要求されるサービスの審査で追加的に審査される事項	「適法性」が特に要求されるサービスの審査で追加的に審査される事項
1	 登録事項	・連絡手段の確保	・本人確認	・本人確認 ・許可等の確認
2	 利用規約等	・利用規約の策定	・利用規約の要約	・法令等へ抵触するおそれが高い分野の法令遵守 ・利用規約の要約
3	 サービスの質の誤解を減じる措置	・事前の問合せ等 ・提供者が個人であることの表示 ・サービス内容の誤認等防止 ・虚偽情報・規約違反情報の削除	・事前面接等	-
4	 事後評価	・評価の仕組み ・評価の仕組みの利用促進 ・評価の仕組みの適正性確保	・サービス実施結果の確認	-
5	 トラブル防止及び相談窓口	・相談窓口の設置	・事故への備え ・提供者の本人確認 ・緊急事態等への対処方法 ・サービス実施状況の確認	・許可等を証明する書類の提示
6	 情報セキュリティ	・情報の取扱いに係る規律の整備 ・組織体制の整備 ・情報の取扱い等 ・漏えい等事案に対応する体制の整備 ・従業員の教育	-	-

認証による効果



第三者認証機関による客観的な審査に基づき認証を取得したことは、シェア事業者のプロモーション活動などの中で一般消費者、提携先企業、潜在的パートナー企業等に対して、より客観性・信頼性をもって以下の情報を対外的に発信し、訴求することができます。

効果 1 サービスの品質に関する信頼性を提供する仕組みが備わっていることの証明

効果 2 サービス提供の不履行や損害の発生等に備え、責任分担を明確化する仕組みが備わっていることの証明

シェアリングエコノミー認証制度を活用して、シェア事業者のサービスの良さ、サービスを提供する能力の高さを示すことで、利用者のサービス利用の不安を解消し、シェアリングエコノミー市場の健全な発展が期待できます。そのほかにも、以下の効果が期待できます。

効果 3 保険料の割引（最大 60% OFF）の適用

効果 4 自治体連携の円滑化（シェアリングシティとの連携）

効果 5 海外展開への寄与（経産省・日本規格協会と連携した国際標準化に向けた取り組み：後述）

認証取得サービス一覧



2019 年 5 月現在、19 社 20 サービスが認証マークを取得しています。



参照：認証取得サービスの一覧 <https://sharing-economy.jp/ja/trust/case/>

02 シェアリングエコノミー認証制度の 仕組み

認証の仕組み



1 認証の対象

シェアリングエコノミー協会に所属するシェア会員において、
「CtoC マatchingプラットフォームを提供するサービス」を対象としています。

※いわゆるレンタルサービス（事業者が大量にモノを保有して貸し出す BtoC サービス）は対象外となります。

2 認証の有効期間

認証マークの有効期間は 3 年間です。

3 認証の審査

・初回審査

認証を申請したシェア事業者に対し行っています。
タスクフォースの面談、認証委員会による審査を行います。

・サーベイランス審査

認証済みのシェア事業者に対し、1 年毎に行っています。
タスクフォースの面談による審査を行います。

・更新審査

認証の有効期間後も認証取得を希望する
シェア事業者に対し行っています。
タスクフォースの面談、認証委員会による審査を行います。

初回審査



サーベイランス審査【1年目】



サーベイランス審査【2年目】

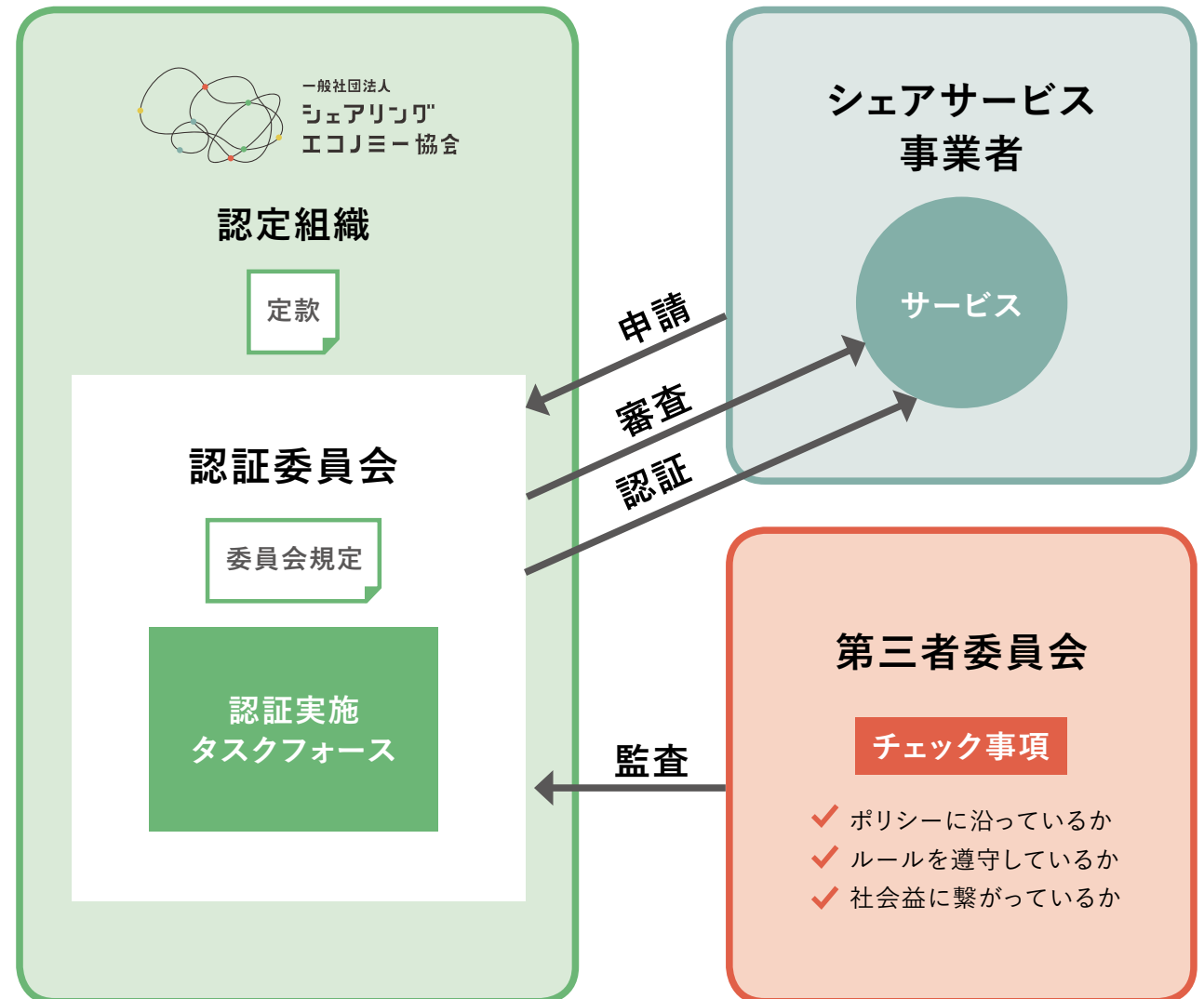


更新審査【3年目】

認証審査の体制



- 1 タスクフォースによる
申請事業者サービスの
初回審査・更新審査
- 2 認証委員会（委員 8 名）
による検討・審査
- 3 第三者委員会（委員 3 名）
による認証委員会の監査
- 4 タスクフォースによる
サーベイランス審査
（取得 1 年後より）



03 国際標準化に向けた取り組み

国際標準化に向けた取り組み

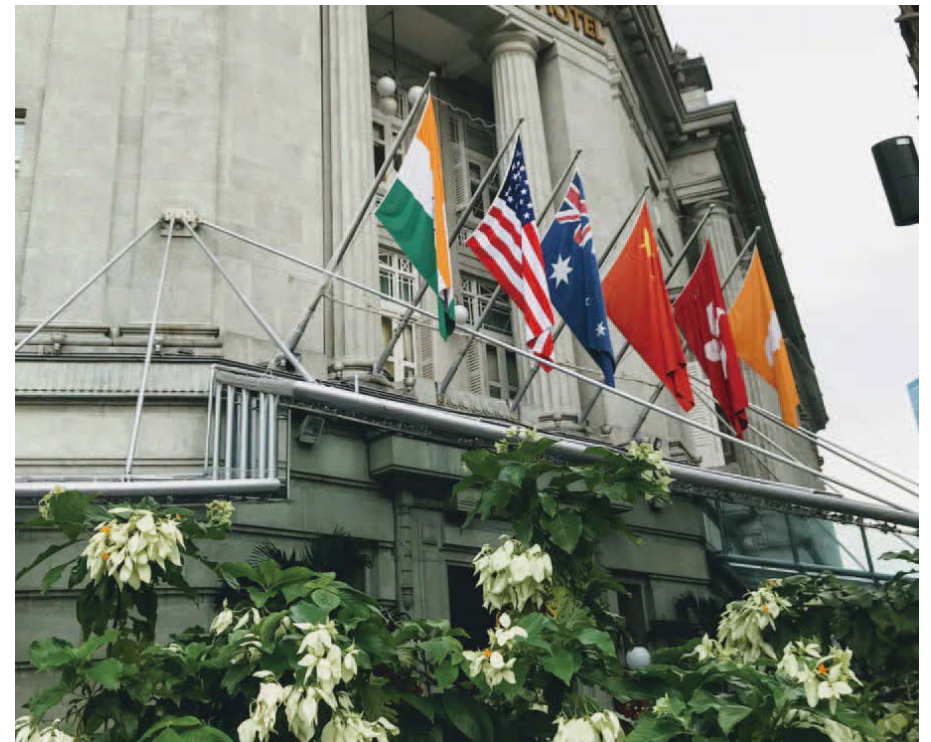


日本国内でのシェアリングエコノミー認証制度で培ったノウハウなどをベースにしながら、世界におけるルールの整備を進めています。

具体的には、（一財）日本規格協会（JSA）との協力のもとに、ISO「シェアリングエコノミーに係る技術委員会」（ISO/TC 324）での国際規格開発に参画しています。

技術委員会の設立は日本から提案されており、今後は日本の主導のもと国際規格の開発が行われます。

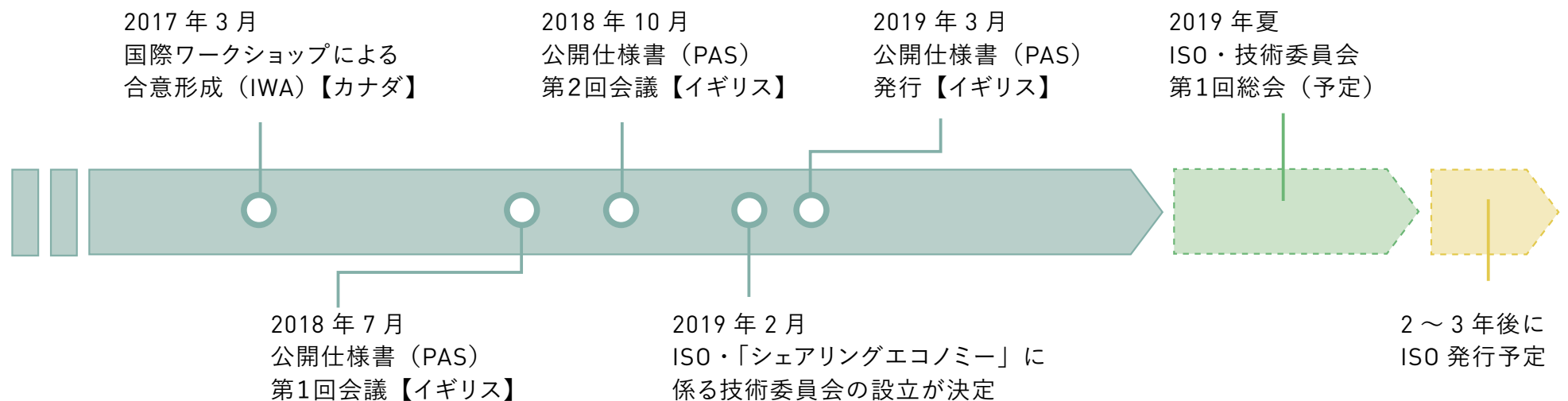
参考：<https://sharing-economy.jp/ja/news/20190107/>



タイムライン



日本提案により、シェアリングエコノミーの国際標準化を担当する技術委員会 ISO/TC 324 を設置。
今後、JSA と協力し、国際標準化を進めていきます。



各国との連携



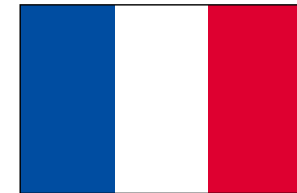
各国との連携を図りながら国際標準化を進めています。



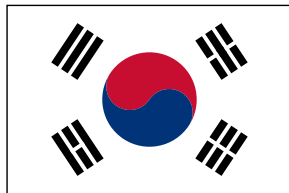
- ・カナダでの国際ワークショップに参加。
- ・岡山での太平洋地域標準会議（PASC）に共同登壇。



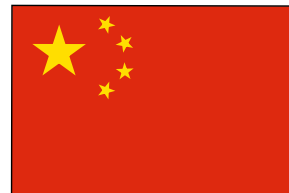
- ・イギリスでの公開仕様書（PAS）の開発。
- ・Sharing Economy UK（イギリスの業界団体）との意見交換。



- ・フランス規格協会（AFNOR）との意見交換、国際標準化の協力。



- ・韓国標準協会（KSA）との意見交換、国際標準化の協力。
- ・Sharing Economy Association Korea（韓国の業界団体）との意見交換。



- ・中国標準化協会（CAS）との意見交換、国際標準化の協力。



- ・シンガポール・ISO 地域オフィスでの TC 設置の説明会の実施。
- ・Sharing Economy Association Singapore（シンガポールの業界団体）との意見交換。

04

シェアリングエコノミー認証サポート事業者

サポート事業者とは？



サポート事業者とは、シェアリングエコノミー認証制度に申請したシェア事業者に対する認証マーク取得支援や、認証マーク取得後の特典サービス提供を行うパートナー企業です。

● サポート事業者一覧

株式会社カウリス（セキュリティ強化）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（保険）

あいおいニッセイ同和損保（保険）

三井住友海上火災保険株式会社（保険）

株式会社 TRUSTDOCK（本人確認）

GMO ペイメントサービス株式会社（決済・マーケティング）

05 大企業とのプロモーション連携事例

大企業とのプロモーション連携事例



「サポート事業者」以外にも、シェアリングエコノミー認証を取得した企業を中心に、大企業とのプロモーション連携を行った事例を紹介します。

LOOK for your STYLE (ANA セールス株式会社)

シェアリングサービスを活用した新しい旅の提案ページを公開しました。

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/domtour/theme/recommend/lookforyourstyle/>



● 提携した認証マーク取得事業者



一般社団法人シェアリングエコノミー協会について



<http://sharing-economy.jp>

お問い合わせ info@sharing-economy.jp

電話番号 03-5759-0306

所在地 東京都千代田区平河町 2-5-3 Nagatacho GRiD

設立 2016 年 1 月 15 日

代表理事 上田祐司（株式会社ガイアックス 代表執行役社長 CEO）
重松大輔（株式会社スペースマーケット 代表取締役 CEO）

理事 甲田恵子（株式会社 AsMama 代表取締役社長 CEO）
角田千佳（株式会社エニタイムズ 代表取締役社長 CEO）
南章行（株式会社ココナラ 代表取締役）
吉田浩一郎（株式会社クラウドワークス 代表取締役社長 CEO）
中山亮太郎（株式会社マクアケ代表取締役社長）
佐別当隆志（株式会社アドレス代表取締役社長）

アドバイザー 鈴木敦子（NPO 法人 ETIC. 理事兼事務局長）
佐々木俊尚（IT ジャーナリスト）
金山淳吾（一般財団法人渋谷区観光協会 代表理事）